⑷　事業場所　自）北海道小樽市花園３丁目
　　至）北海道小樽市若松町１丁目
⑸　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき特定事業として選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計業務（測量業務、調査業務、設計業務、調整マネジメント業務（設計段階））、工事業務（整備工事業務、整備施設の所有権移転業務、調整マネジメント業務（工事段階））、工事監理業務、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）の維持管理業務（点検業務、補修業務、調整マネジメント業務（維持管理段階））を包括的に実施するものである。
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和31年３月31日まで。

２　競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

③　応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「ＳＰＣ」という。））を設立することを基本とする。

　なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　上記③のＳＰＣの設立において、構成員はＳＰＣに出資すること。

　また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ小樽開発建設部の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査提出書類の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥　応募にあたり、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

　なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関係のある者が工事監理業務と工事業務のうち整備工事業務を実施することはできない。

　また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査提出書類の提出期限までに構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、小樽開発建設部と協議するものとし、小樽開発建設部が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　調査・設計業務の結果、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、小樽開発建設部と協議し、小樽開発建設部の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る工事業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

　なお、既存ストックに係る工事業務を行う者は、以下の条件を満足していること。

ア　施工時において、北海道開発局における工事区分「電気」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

イ　既存ストック所有者より既存ストックに係る工事の受注実績のある会社であること。

⑨　構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。

⑩　構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。

⑪　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。詳細は入札説明書による。

ア　資本関係

イ　人的関係

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

⑵　応募者共通の参加資格要件　構成員及び協力企業は、次の①から⑩までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑥　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑦　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

　また、決定を受けていない者も第一次審査提出書類を提出することはできるが、第二次審査提出書類の提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑧　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑦の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑨　小樽開発建設部が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑩　小樽開発建設部が設置した「国道５号小樽花園第二電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑪　上記⑨及び⑩において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」の詳細は入札説明書による。

第明治三二十種郵便物認可　三十五年三月三十一日